

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>五 新株引受権証書 法第二条第一項第六号に掲げる新株引受権証書をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。</p> <p>五の二 新株予約権証券 法第二条第一項第六号に掲げる新株予約権証券をいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。</p> <p>五の三（略）</p> <p>六 新株予約権付社債券 社債券のうち、新株予約権を付与されているものをいう。</p> <p>（削る）</p> <p>六の二（略）</p> <p>六の三（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四の二（略）</p> <p>五 新株引受権証書 法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、次号に掲げる新株引受権証券以外のものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。</p> <p>五の二 新株引受権証券 法第二条第一項第六号に掲げる証書のうち、第六号の二に掲げる新株引受権付社債券の発行に伴い発行されるものをいい、同項第九号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。</p> <p>五の三（略）</p> <p>六 転換社債券 社債券のうち、一定の条件の下に株券に転換する権利を付与されているものをいう。</p> <p>六の二 新株引受権付社債券 社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社の新株を引き受ける権利を付与されているものをいう。</p> <p>六の三（略）</p> <p>六の四（略）</p>

六の四 (略)

六の五 (略)

七七八 (略)

(削る)

九 新株予約権付社債 新株予約権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二 (略)

十 三十 (略)

三十一 特別利害関係者等 次に掲げる者をいう。

- イ 当該会社(指定法人を含む。以下この号において同じ。)の特別利害関係者(当該会社の役員(役員持株会を含む。)、当該役員配偶者及び二親等内の血族(以下この号において「役員等」という。)、役員等が自己又は他人(仮設人を含む。口において同じ。)(の名義により所有する株式(優先出資を含む。以下同じ。)(又は出資に係る議決権が、会社の総株主又は総社員の議決権(法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。)(の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。))
- ロ 当該会社の株主(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)(に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。)(で自己又は他人の名義をもって所有する株式に係る議決権が多い順に十番目以内となる者

六の五 (略)

六の六 (略)

七七八 (略)

九 転換社債 転換社債券に表示されるべき権利をいう。

九の二 新株引受権付社債 新株引受権付社債券に表示されるべき権利をいう。

九の三 (略)

十 三十 (略)

三十一 特別利害関係者等 次に掲げる者をいう。

- イ 当該会社(指定法人を含む。以下この号において同じ。)の特別利害関係者(当該会社の役員(役員持株会を含む。)(、当該役員配偶者及び二親等内の血族(以下この号において「役員等」という。)(、役員等が自己又は他人(仮設人を含む。口において同じ。)(の名義により所有する株式(優先出資を含む。以下同じ。)(の数又は出資の金額の合計が、会社の発行済株式(発行済優先出資を含む。以下同じ。)(の総数又は出資の総額の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。))
- ロ 当該会社の株主(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)(に規定する優先出資者を含む。第十九条及び第二十二条を除き、以下同じ。)(で自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に十番目以内となる者

八 当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的關係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の総株主の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

二（略）

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出して内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額

八 当該会社の人的関係会社（人事、資金、取引等の関係を通じて、当該会社が、他の会社を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）及び資本的關係会社（当該会社（当該会社の特別利害関係者を含む。）が他の会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合又は他の会社（当該他の会社の特別利害関係者を含む。）が当該会社の発行済株式総数の百分の二十以上を実質的に所有している場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びにこれらの役員

二（略）

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 法第四条第一項第三号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出して内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

（新設）

一 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額

(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで並びに第十九条第二項第一号及び第二号において同じ。)に、当該募集又は売出しを開始する日前二年以内に行われた募集又は売出し(法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券(この条において新株予約権付社債券は、前条第二号の規定にかかわらず、同条第一号八に掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)

(届出書提出期限の特例)

第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は

に、当該募集又は売出しを開始する日前二年以内に行われた募集又は売出し(法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券(この条において転換社債券は、前条第二号の規定にかかわらず、同条第一号八に掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

- TSIT (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)

(届出書提出期限の特例)

第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は

、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

- 一 株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）（）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券

二（略）

- 三 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券

（削る）

四（略）

（有価証券通知書）

第四条（略）

2・3（略）

- 4 法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額）とする。

（有価証券届出書の記載の特例）

第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定め

、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

- 一 株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）（）、新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下同じ。）、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券以外の有価証券

二（略）

- 三 時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することとを条件とする転換社債券

- 四 時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券

五（略）

（有価証券通知書）

第四条（略）

2・3（略）

- 4 法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

（有価証券届出書の記載の特例）

第九条 法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定め

る場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、その発行価格又は当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ 発行価格

ロ 申込証拠金

ハ 申込取扱場所

ニ 引受人(元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。)(の氏名又は名称及びその住所

ホ 引受新株予約権数及び引受けの条件

ヘ 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

ト 新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

チ 新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

リ 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

三 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要

る場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ 発行価格

ロ 申込証拠金

ハ 利率

ニ 申込取扱場所

ホ 利息の支払場所

ヘ 転換により発行する株券の発行価格

ト 転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ 転換請求の取次場所

リ 引受人(元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。)(の氏名又は名称及びその住所

又 引受金額及び引受けの条件

ル 社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ク 社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三 時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権が付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場

がある場合

- イ 発行価格
- ロ 利率
- ハ 申込証拠金
- ニ 申込取扱場所
- ホ 利息の支払場所
- ヘ 新株予約権の発行価格
- ト 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
- チ 新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格
- リ 新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額
- 又 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
- 川 引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所
- ク 引受金額及び引受けの条件
- ク 社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所
- カ 社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件
- 三の二 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合、前号イからホまで及びび又からワまでに掲げる事項

合

- イ 新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格
- ロ 新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額
- ハ 新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所
- ニ 前号イからホまで及びびリからワまでに掲げる事項

（新設）

四 社債券（前号に規定する新株予約権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合、前号に掲げる事項

四の二・四の三（略）

五 時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

イ～ホ（略）

五の二 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

合 前号に掲げる事項

六～八（略）

（少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し）

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次の各号に掲げるもの以外のものとする。

一 募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の

四 社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合、第二号イからホまで及びイからフまでに掲げる事項

四の二・四の三（略）

五 時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

イ～ホ（略）

（新設）

六～八（略）

（少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し）

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次の各号に掲げるもの以外のものとする。

（新設）

合計額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

- 二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前二年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号八に掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)

(参照方式による有価証券届出書)

第九条の四 (略)

2・3 (略)

4 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

- 一 有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は

- 一 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前二年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（この条において転換社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号八に掲げる有価証券と同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)

(参照方式による有価証券届出書)

第九条の四 (略)

2・3 (略)

4 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

- 一 有価証券届出書を提出しようとする者が、証券取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は

証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 水（略）

へ 法令により優先弁済を受ける権利を保證されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二・三（略）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等）

第十六条（略）

2（略）

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国会社の発行する有価証券 申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二（略）

4（略）

5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一（略）

証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 水（略）

へ 法令により優先弁済を受ける権利を保證されている社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）を既に発行していること。

二・三（略）

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手續等）

第十六条（略）

2（略）

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 内国会社の発行する有価証券 申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の末日において株主名簿に記載されている者の数

二（略）

4（略）

5 令第四条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一（略）

二 当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定するもの
で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの
(外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準
ずるもの。次条において同じ。)

6 (略)

(有価証券の所有者数の算定方法)

第十六条の三 法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、
利益(剰余金を含む。以下この条において同じ。)又は利息の配当
、残余財産の分配、利益を用いて行う当該有価証券の消却及び優先
出資法第二条第五項に規定する普通出資の増加によつて得た資金を
もつて行う優先出資の消却についての内容が同一である有価証券こ
とに、その株主名簿に記載され、又は記録された株主(当該有価証
券が株券以外の有価証券である場合には、その所有者)の数により
算定するものとする。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受
人を当該会社の事業に係る者に限ることができるとされてい
る株券について、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会
社が株主名簿以外に当該会社の事業と特定の間係を有する当該株券
の所有者に係る名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づ
き当該株券の移動が管理されているときは、当該名簿に記載された
所有者については、その数を当該名簿の数により算定することがで
きる。

二 当該事業年度に係る商法第二百八十三条第一項に規定する書類
で、定時株主総会に報告したもの、又は、その承認を受けたもの
(外国会社及び内国法人である指定法人にあつては、これらに準
ずるもの。次条において同じ。)

6 (略)

(有価証券の所有者数の算定方法)

第十六条の三 法第二十四条第一項第四号に規定する所有者の数は、
利益(剰余金を含む。以下この条において同じ。)又は利息の配当
、残余財産の分配、利益を用いて行う当該有価証券の消却及び優先
出資法第二条第五項に規定する普通出資の増加によつて得た資金を
もつて行う優先出資の消却についての内容が同一である有価証券こ
とに、その株主名簿に記載された株主(当該有価証券が株券以外の
有価証券である場合には、その所有者)の数により算定するものと
する。ただし、特別の法律により定款をもつて譲受人を当該会社の
事業に係る者に限ることができるとされている株券について
、当該株券の所有状況の把握に資するため、当該会社が株主名簿以
外に当該会社の事業と特定の間係を有する当該株券の所有者に係る
名簿を作成している場合であつて、当該名簿に基づき当該株券の移
動が管理されているときは、当該名簿に記載された所有者について
は、その数を当該名簿の数により算定することができる。

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。)及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。))の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。))のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合
- イ 有価証券の種類及び銘柄(株券の場合には株式の種類及び新株予約権付社債券の場合はその旨を含む。)
- ロ 次に掲げる有価証券の区分に応じ、次に定める事項

(1) 株券

(i) 発行数又は売出数

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- 一 提出会社が発行者である有価証券(転換社債券及び新株引受権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、預託証券(株券、転換社債券又は新株引受権付社債券に係る権利を表示するものを除く。)及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。))の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。))のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合
- イ 株式の種類(転換社債券の場合にはその銘柄、新株引受権付社債券の場合にはその銘柄及び新株引受権付社債券である旨)
- ロ 発行数又は売出数
- ハ 発行価格及び資本組入額又は売出価格
- ニ 発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額

-
- (ii) 発行価格及び資本組入額又は売出価格
 - (iii) 発行価額の総額及び資本組入額の総額又は売出価額の総額
- (2) 新株予約権証券
- (i) 発行数又は売出数
 - (ii) 発行価格又は売出価格
 - (iii) 発行価額の総額又は売出価額の総額
 - (iv) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - (v) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
 - (vi) 新株予約権の行使期間
 - (vii) 新株予約権の行使の条件
 - (viii) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
 - (ix) 新株予約権の譲渡に関する事項
- (3) 新株予約権付社債券
- (i) 発行価格又は売出価格
 - (ii) 発行価額の総額又は売出価額の総額
 - (iii) 券面額の総額
 - (iv) 利率
 - (v) 償還期限
 - (vi) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - (vii) 新株予約権の総数
 - (viii) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
-

- ホ 券面額の総額（株券の場合を除く。）
 - ヘ 発行方法
 - ト 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称
 - チ 募集又は売出しを行う地域
 - リ 新規発行による手取金の額及び使途
 - ヌ 発行年月日又は受渡し年月日
 - ル 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称
 - ヲ 転換社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほかその利率及び転換の条件
 - ワ 新株引受権付社債券の場合には、イ及びハからルまでに掲げる事項のほか、その利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項
 - カ 預託証券の場合には、イからワまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容
-

-
- (ix) 新株予約権の行使期間
 - (x) 新株予約権の行使の条件
 - (xi) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
 - (xii) 新株予約権の行使時に社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとするときはその旨
 - (xiii) 新株予約権の譲渡に関する事項
- ハ 発行方法
- ニ 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称
- ホ 募集又は売出しを行う地域
- ヘ 新規発行による手取金の額及び使途
- ト 新規発行年月日又は受渡し年月日
- チ 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称
- リ 預託証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容
- 二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（次号に該当する場合を除き、当該取得が主として本邦以
-

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会若しくは株主総会の決議又は主務大臣の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には

外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合)

イ 前号イからハまで及びベからリまでに掲げる事項

ロ 前号ニ及びホに掲げる事項に準ずる事項

ハ (略)

ニ 株券(準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。)又は新株予約権証券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1) 当該株券又は新株予約権証券を取得しようとする者(以下ニにおいて「取得者」という。)の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容(個人の場合においては、その氏名及び住所)

(2) (略)

(3) 保有期間その他の当該株券又は新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

二の二 令第一条の四第二項(令第一条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定により募集に該当しないこととなる新株予約権証券の取得の申込みの勧誘(令第一条の四第一項に規定する取得の申込みの勧誘をいう。)又は令第一条の八第二項の規定により売出しに該当しないこととなる新株予約権証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘(法第二条第四項に規定する売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘をいう。)のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会又は株主総会の決議があつた場合

、当該発行が行われた場合)

イ 前号イからハまで及びブリからカまでに掲げる事項

ロ 前号ト及びチに掲げる事項に準ずる事項

ハ (略)

ニ 株券(準備金の資本組入れ又は利益金処分による資本組入れ及び合併により発行されるものを除く。)の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1) 当該株券を取得しようとする者(以下この号において「取得者」という。)の名称、住所、代表者の氏名、資本又は出資の額及び事業の内容(個人の場合においては、その氏名及び住所)

(2) (略)

(3) 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

(新設)

イ 銘柄

ロ 第一号ロのニに掲げる事項

ハ 当該取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘の相手方（以下この号において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

ニ 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第三条第二項各号に規定する会社の取締役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

三十九（略）

三十八（略）

三十九（略）

三十八（略）

改正案

取 止

第一号様式

有 価 証 券 通 知 書
(略)

- 1 (略)
2 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件(ニ)

区 分		発 行 (売出) 数	発 行 (売出) 価 格	資 本 組入額	申 込 期 間	払 込 期 日	摘 要
募 集 の 場 合	株 主 割 当						
	株 その他の者に対する割当						
	一 般 募 集						
	式 (発起人の引受株式)						
	計 (総発行株式)						
	新 株 予 約 権 証 券						
	社 債						
	コマーシャル・ペーパー						
	カバードワラント						
	預 託 証 券						
売 出 し の 場 合	株 式						
	社 債 コマーシャル・ペーパー						
	カバードワラント						
	預 託 証 券						

第一号様式

有 価 証 券 通 知 書
(略)

- 1 (略)
2 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件(ニ)

区 分		発 行 (売出) 数	発 行 (売出) 価 格	資 本 組入額	申 込 期 間	払 込 期 日	摘 要
募 集 の 場 合	株 主 割 当						
	株 その他の者に対する割当						
	一 般 募 集						
	式 (発起人の引受株式)						
	計 (総発行株式)						
	社 債						
	コマーシャル・ペーパー						
	カバードワラント						
	預 託 証 券						
	売 出 し の 場 合	株 式					
社 債 コマーシャル・ペーパー							
カバードワラント							
預 託 証 券							

<p>(2) 新株予約権証券の引受けについては引受新株予約権数並びに社債、カバードワラント及び預託証券の引受けについては引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(へ) 過去2年以内における募集又は売出し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額を、<u>新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額</u>、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額を、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(ト) (略)</p>	<p>(2) 社債、カバードワラント及び預託証券の引受けについては、<u>引受金額</u>を「引受株式数」欄に記載すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(へ) 過去2年以内における募集又は売出し</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額を、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての発行価額又は売出価額を、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(ト) (略)</p>
---	--

改正案

配行

第二号様式

有価証券届出書 (1)
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～3 (略)

4 新規発行新株予約権証券(2)

(1) 募集の条件

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	
摘要	

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	

第二号様式

有価証券届出書 (1)
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～3 (略)

(新設)

新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
摘要	

(3) 新株予約権証券の引受け

引受人の氏名又は名称	住 所	引受新株予約権数	引受けの条件
計			

5 新規発行社債(13)

銘柄		券面総額	円
記名・無記名の別		発行価額の総額	円

4 新規発行社債(12)

銘柄		券面総額	円
記名・無記名の別		発行価額の総額	円

各社債の金額	円	申込期間	
発行価格	円	申込証拠金	円
利率	%	払込期日	
利払日		申込取扱場所	
償還期限		登録機関	
募集の方法			
利息支払の方法			
償還の方法			
担 保	種類		
	目的物		
	順位		
	先順位の担保をつけた債権の金額		
	担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		
	担保付社債信託法上の受託会社		
	保証		
財務上	担保提供制限		
の特約	その他の条項		
取得格付			
摘要			

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

各社債の金額	円	申込期間	
発行価格	円	申込証拠金	円
利率	%	払込期日	
利払日		申込取扱場所	
償還期限		登録機関	
募集の方法			
利息支払の方法			
償還の方法			
担 保	種類		
	目的物		
	順位		
	先順位の担保をつけた債権の金額		
	担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		
	担保付社債信託法上の受託会社		
	保証		
財務上	担保提供制限		
の特約	その他の条項		
取得格付			
摘要			

(転換社債に関する事項) (13)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

6 (略)
7 (略)
8 (略)
9 (略)

転換の条件	
転換により発行する株式の種類	
転換請求期間	
転換請求の受付場所及び取次場所	
摘要	

(新株引受権付社債に関する事項) (14)

新株引受権の内容	権利行使により発行する株式の発行価額の総額 (新株引受権付社債の券面総額に対する割合)	円 (%)
	権利行使により発行する株式の種類	
	権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	円
	その他	
新株引受権の行使請求期間		
新株引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		
新株引受権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
摘要		

5 (略)
6 (略)
7 (略)
8 (略)

10 (略)

11 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券(22)

(1) (略)

(2) 売出新株予約権証券

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要

(新株予約権の内容等)

(3) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

2 (略)

第3 (略)

第二部 企業情報

第1～第3 (略)

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) (略)

(2) 新株予約権等の状況(38-2)

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	

9 (略)

10 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券(22)

(1) (略)

(新設)

(2) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

2 (略)

第3 (略)

第二部 企業情報

第1～第3 (略)

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) (略)

(新設)

新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 議決権の状況(42)

① 発行済株式

年 月 日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式		二	
議決権制限株式(自己株式等)		二	
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式数)		二	
完全議決権株式(その他)			
単元未満株式		二	
発行済株式総数		二	
総株主の議決権	二		

② 自己株式等

--	--	--	--	--	--

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 議決権の状況(42)

年 月 日現在

発行済株式	議決権のない株式数	議決権のある株式数		単元未満株式数	摘 要
		自己株式等	その他		
	株	株	株	株	

所有者の氏名又			
---------	--	--	--

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
計	二				

(7) ストックオプション制度の内容(43)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

2～5 (略)

第5～第7 (略)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～e (略)

f 「第四部 特別情報」のうち、「第1 最近の財務諸表」に掲げる事項にあつては提出会社が継続開示会社である場合、「第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあつては当該保証会社及び連動子会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。

(2)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

自己 株式 等	は名称等		所有株式数			発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合	摘 要
	氏名又 は名称	住 所	自 己 名 義	他 人 名 義	計		
			株	株	株	%	
計	二						二

(6) ストックオプション制度の内容(43)

付与対象者	株式の種類	株 式 数	譲 渡 価 額	権利行使期間	権利行使につい ての条件
		株		自 年 月 日 至 年 月 日	

2～5 (略)

第5～第7 (略)

第三部・第四部 (略)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～e (略)

f 「第四部 特別情報」のうち、「第1 最近の財務諸表」に掲げる事項にあつては提出会社が継続開示会社である場合、「第2 保証会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあつては当該保証会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。

(2)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a・b (略)

c 「摘要」欄には、新規発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、償還株、議決権制限株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の議決権（商法第241条第1項に規定する議決権をいう。この号、(38)の号、(41)の号及び(42)の号（bを除く。）において同じ。）の有無及び内容を「摘要」欄に記載すること。

d (略)

(9) (略)

(10) 募集の条件

a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。

なお、算式表示の場合において、最低発行価額（取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を1株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額）が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで届出書を提出するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること（(14)のaの新株予約権証券の新株予約権又は新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。）。

b～f (略)

(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式の種類ごとに区分して記載すること。

b 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

c 「発行価格」の欄には、新株予約権1個の発行価格を記載すること。

また、「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

d 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

e 「摘要」欄には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。

また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。

f 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権に行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を「摘要」欄に記載すること。

a・b (略)

c 「摘要」欄には、新規発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、後配株、償還株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の議決権（商法第241条第1項に規定する議決権をいう。この号、(38)の号、(41)の号及び(42)の号（bを除く。）において同じ。）の有無及び内容を「摘要」欄に記載すること。

d (略)

(9) (略)

(10) 募集の条件

a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。

なお、算式表示の場合において、最低発行価額（取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を1株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額）が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで届出書を提出するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること（(13)のaの転換社債の転換価格及び(14)のaの新株引受権付社債の新株引受権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。）。

b～f (略)

(11) (略)

(新設)

g 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格及び資本組入額を記載すること。

なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。

h 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」又は「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること

⁹
i 「新株予約権証券の引受け」については、(II)に準じて記載すること。

(13) 新規発行社債

a 「銘柄」の欄には、「第何回無担保社債（担保提供禁止特約付）」、「第何回無担保社債（担保提供限定特約付）」、「第何回無担保社債（社債間限定同順位特約付）」のように記載すること。

b～j （略）

k 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込みにより取得する格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらのすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨を記載すること。

また、当該発行に係る社債が新株予約権付社債である場合において、複数の格付を取得していないときは、「複数の格付を取得していない」旨を記載すること。

(削る)

(14) 新株予約権付社債に関する事項

a (12)の a、f、g 及び h に準じて記載すること。

b 「代用払込みに関する事項」の欄には、新株予約権を行使する者の請求により、新株予約権付社債の償還に代えて、その発行価額をもつて新株の払込金に充当する場合にはその旨及びその方法を記載し、充当しない場合にはその旨を記載すること。

(12) 新規発行社債

a 「銘柄」の欄には、「第何回物上担保付転換社債」、「第何回無担保社債（担保提供禁止特約付）」、「第何回無担保社債（担保提供限定特約付）」、「第何回無担保社債（社債間限定同順位特約付）」のように記載すること。

b～j （略）

k 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込みにより取得する格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらのすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨を記載すること。

また、当該発行に係る社債が転換社債又は新株引受権付社債である場合において、複数の格付を取得していないときは、「複数の格付を取得していない」旨を記載すること。

(13) 転換社債に関する事項

a 「転換の条件」の欄には、転換の請求により転換社債の株式への転換のために発行する株式1株の発行価額（以下「転換価格」という。）、資本組入額及び転換社債発行後の株式発行等により転換価格又は資本組入額を調整する場合にはその概要、転換に際し生ずる端数の処理等について記載すること。

なお、転換価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。

b 転換の効力の発生及び転換後第1回目の配当、株券の交付方法等転換により発行する株式に関し必要な事項を「摘要」欄に記載すること。

c 「転換の条件」又は「転換請求の取次場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(14) 新株引受権付社債に関する事項

a 「権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株引受権の行使により発行する株式1株の発行価格及び資本組入額を記載すること。

なお、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。

b 「その他」の欄には、新株引受権付社債発行後の株式発行等により、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格又は資本組入額を調整する場合には、その概要、新株引受

(15)～(21) (略)

(22) 売出有価証券

a (略)

b 「売出株式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄、「売出新株予約権証券」の「売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄、「売出社債」の「売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄又は「売出コマーシャル・ペーパー」の「売出しに係るコマーシャル・ペーパーの所有者の住所及び氏名又は名称」の欄には、所有者が2人以上ある場合には、所有者別にその売出株数、売出新株予約権数、売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーの券面額の総額を記載すること。

c 「売出新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(14)のaに準じて記載すること。

d (略)

e 「売出社債」の「新株予約権付社債に関する事項」は、(14)に準じて記載すること。

f (略)

(23) 売出しの条件

a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての売出価額を記載すること。

b～f (略)

(24)～(37) (略)

(38) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、後配株、償還株等の種類を記載し、その株式の議決権の有無及び内容を「摘要」欄に記載すること。

なお、商法第211条ノ2第4項に規定する種類の株式（以下この様式、第三号様式及び第五号様式において「無議決権株式」という。）又は商法第222条第4項に規定する議決権制限株式（無議決権株式を除く。以下この様式、第三号様式及び第五号様式において「議決権制限株式」という。）であつても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を「摘要」に記載すること。

権の行使に際し生ずる端数の処理等について記載すること。

c 「新株引受権の譲渡に関する事項」の欄には、新株引受権のみの譲渡ができるかどうかを記載すること。

d 「代用払込みに関する事項」の欄には、新株引受権を行使する者の請求により、新株引受権付社債の償還に代えて、その発行価額をもつて新株の払込金に充当する場合には、その旨及びその方法を記載し、充当しない場合には、その旨を記載すること。

e 新株引受権行使の効力の発生及び新株引受権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株引受権の行使により発行する株式に関し必要な事項を「摘要」欄に記載すること。

f 「権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額」又は「新株引受権の行使請求の取次場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(15)～(21) (略)

(22) 売出有価証券

a (略)

b 「売出株式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄、「売出社債」の「売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄又は「売出コマーシャル・ペーパー」の「売出しに係るコマーシャル・ペーパーの所有者の住所及び氏名又は名称」の欄には、所有者が2人以上ある場合には、所有者別にその売出株数、売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーの券面額の総額を記載すること。

(新設)

c (略)

(新設)

d (略)

(23) 売出しの条件

a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての売出価額を記載すること。

b～f (略)

(24)～(37) (略)

(38) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、後配株、償還株等の種類を記載し、その株式の議決権の有無及び内容を「摘要」欄に記載すること。

なお、商法第242条第1項本文の規定により議決権のない株式（この様式、第三号様式及び第五号様式において「議決権のない株式」という。）であつても、商法第242条第1項ただし書の規定により議決権を有する場合には、その旨及びその内容を「摘要」欄に記載すること。

c～f (略)

(38-2) 新株予約権の状況

- a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使請求期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件並びに譲渡に関する事項（(43)において「新株予約権の内容」という。）を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。
- b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号。(39)及び(43)において「商法等改正整備法」という。）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。

(39) 発行済株式総数、資本金等の推移

- a (略)
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を「摘要」欄に記載すること。
合併については、合併の相手先名及び合併比率を「摘要」欄に記載すること。
新株予約権の行使（商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債又は新株引受権付社債の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。
利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は利益処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を「摘要」欄に記載すること。
発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を「摘要」欄に記載すること。

(削る)

c (略)

(40)・(41) (略)

(42) 議決権の状況

- a (略)
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。eにおいて同じ。）

c～f (略)

(新設)

(39) 発行済株式総数、資本金等の推移

- a (略)
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を「摘要」欄に記載すること。
合併については、合併の相手先名及び合併比率を「摘要」欄に記載すること。
転換社債の転換又は新株引受権付社債の権利行使による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。
利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は利益処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を「摘要」欄に記載すること。
発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を「摘要」欄に記載すること。
- c 転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに届出書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を注記すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、転換社債又は新株引受権に準じて記載すること。

d (略)

(40)・(41) (略)

(42) 議決権の状況

- a (略)
- b 「議決権のない株式数」の欄には、議決権のない株式の総数を記載すること。ただし、

の総数及び内容を記載すること。

c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。

d及びeにおいて同じ。）のうち、商法第241条第2項の規定により議決権を有しない株式（この様式、第三号様式及び第五号様式において「自己保有株式」という。）及び同条第3項の規定による議決権を有しない株式（この様式、第三号様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。）について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。この様式、第三号様式及び第五号様式において「完全議決権株式」という。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

f 「完全議決権株式（その他）」欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

(43) ストックオプション制度の内容

a ストックオプション制度を採用している場合には、ストックオプションに係る決議年月日、付与対象者の区分及び対象者数を決議ごとに記載すること。

b ストックオプションとして新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項を記載すること。

なお、「(2) 新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。

c ストックオプションとして自己株券を付与する、又は付与している場合には、bに準じて記載すること。

d 商法等改正整備法第19条第1項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権をストックオプションとして付与している場合には、bに準じて記載すること。

e ストックオプションに係る決議がされていない場合には、「ストックオプション制度の内容」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。

(43-2)～(77) (略)

議決権のない株式のうち、商法第242条第1項ただし書の規定により決議権を有しているものがある場合には、その旨及びその内容を「摘要」欄に記載するとともに、その議決権を有している議決権のない株式の数については、「議決権のない株式数」の欄には記載せず、「議決権のある株式数」の欄に外書きすること。

c 「議決権のある株式数」の欄には、議決権のない株式及び単元未満株式以外の株式の総数を記載すること。

「自己株式等」の欄には、商法第241条第2項の規定により議決権を有しない株式（この様式、第三号様式及び第五号様式において「自己株式」という。）及び同条第3項の規定により議決権を有しない株式（この様式、第三号様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。）の総数を記載すること。

「単元未満株式数」の欄には、単元未満株式の総数を記載するとともに、当該単元未満株式のうち自己株式又は相互保有株式がある場合には、その所有者の氏名又は名称及び保有株式数を「摘要」欄に記載すること。

d 「他人名義」の欄には、他人（仮説名を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、「摘要」欄に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となつている場合であつても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を「摘要」欄に記載すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(43) ストックオプション制度の内容

あらかじめ定めた価額をもつて会社よりその株式の譲渡を請求できる権利又は同法第280条ノ19第1項に規定する新株引受権を与える決議がされている場合には、ストックオプション制度を採用している旨、当該権利の付与の対象者、株式の種類、株式数、譲渡の価額又は発行価額、権利行使期間、権利行使についての条件（当該権利の付与の対象者ごとに条件が異なる場合には、対象者ごとの条件）等を記載すること。

なお、譲渡の価額又は発行価額が一の有価証券市場の一の日における最終価格等に一定率を乗ずる方法により決められている場合には、譲渡の価額又は発行価額としてその旨を記載すること。

当該決議がされていない場合には、「ストックオプション制度の内容」について表を作成せず、該当しない旨のみの記載をすることができる。

(43-2)～(77) (略)

改正案

配行

第二号の様式

有価証券届出書
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～3 (略)

4 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	
摘要	

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	

第二号の様式

有価証券届出書
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～3 (略)

(新設)

新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
摘要	

(3) 新株予約権証券の引受け

引受人の氏名又は名称	住 所	引受新株予約権数	引受けの条件
計			

5 新規発行社債

銘柄		券面総額	円
記名・無記名の別		発行価額の総額	円

4 新規発行社債

銘柄		券面総額	円
記名・無記名の別		発行価額の総額	円

各社債の金額	円	申込期間	
発行価格	円	申込証拠金	円
利率	%	払込期日	
利払日		申込取扱場所	
償還期限		登録機関	
募集の方法			
利息支払の方法			
償還の方法			
担 保	種類		
	目的物		
	順位		
	先順位の担保をつけた債権の金額		
	担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		
	担保付社債信託法上の受託会社		
	保証		
財務上	担保提供制限		
の特約	その他の条項		
取得格付			
摘要			

(新株予約権付社債に関する事項)

各社債の金額	円	申込期間	
発行価格	円	申込証拠金	円
利率	%	払込期日	
利払日		申込取扱場所	
償還期限		登録機関	
募集の方法			
利息支払の方法			
償還の方法			
担 保	種類		
	目的物		
	順位		
	先順位の担保をつけた債権の金額		
	担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		
	担保付社債信託法上の受託会社		
	保証		
財務上	担保提供制限		
の特約	その他の条項		
取得格付			
摘要			

(転換社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

転換の条件	
転換により発行する株式の種類	
転換請求期間	
転換請求の受付場所及び取次場所	
財務上の特約	担保提供制限 その他の条項
取得格付	
摘要	

(新株引受権付社債に関する事項)

新株引受権の内容	権利行使により発行する株式の発行価額の総額 (新株引受権付社債の券面総額に対する割合)	円 (%)
	権利行使により発行する株式の種類	
	権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	円
	その他	
新株引受権の行使請求期間		
新株引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		
新株引受権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		

- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券

- (1) (略)
- (2) 売出新株予約権証券

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要

(新株予約権の内容等)

.....

.....

(3) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

(新株予約権付社債に関する事項)

.....

.....

- (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) (略)
- 2 (略)

財務上の特約	担保提供制限	
	その他の条項	
取得格付		
摘要		

- 5 (略)
- 5の2 (略)
- 5の3 (略)
- 5の4 (略)
- 6 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券

- (1) (略)
- (新設)

(2) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

- (3) (略)
 - (4) (略)
 - (5) (略)
- 2 (略)

第3 (略)
第二部～第五部 (略)

(記載上の注意)
(略)

第3 (略)
第二部～第五部 (略)

(記載上の注意)
(略)

改正案

配行

第二号の三様式

有価証券届出書
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～3 (略)

4 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	
摘要	

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	

第二号の三様式

有価証券届出書
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～3 (略)

(新設)

新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
摘要	

(3) 新株予約権証券の引受け

引受人の氏名又は名称	住 所	引受新株予約権数	引受けの条件
計			

5 新規発行社債

銘柄		券面総額	円
記名・無記名の別		発行価額の総額	円

4 新規発行社債

銘柄		券面総額	円
記名・無記名の別		発行価額の総額	円

各社債の金額	円	申込期間	
発行価格	円	申込証拠金	円
利率	%	払込期日	
利払日		申込取扱場所	
償還期限		登録機関	
募集の方法			
利息支払の方法			
償還の方法			
担 保	種類		
	目的物		
	順位		
	先順位の担保をつけた債権の金額		
	担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		
	担保付社債信託法上の受託会社		
	保証		
財務上	担保提供制限		
の特約	その他の条項		
取得格付			
摘要			

(新株予約権付社債に関する事項)

各社債の金額	円	申込期間	
発行価格	円	申込証拠金	円
利率	%	払込期日	
利払日		申込取扱場所	
償還期限		登録機関	
募集の方法			
利息支払の方法			
償還の方法			
担 保	種類		
	目的物		
	順位		
	先順位の担保をつけた債権の金額		
	担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		
	担保付社債信託法上の受託会社		
	保証		
財務上	担保提供制限		
の特約	その他の条項		
取得格付			
摘要			

(転換社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

転換の条件	
転換により発行する株式の種類	
転換請求期間	
転換請求の受付場所及び取次場所	
財務上の特約	担保提供制限 その他の条項
取得格付	
摘要	

(新株引受権付社債に関する事項)

新株引受権の内容	権利行使により発行する株式の発行価額の総額 (新株引受権付社債の券面総額に対する割合)	円 (%)
	権利行使により発行する株式の種類	
	権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	円
	その他	
新株引受権の行使請求期間		
新株引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		
新株引受権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		

- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券

- (1) (略)
- (2) 売出新株予約権証券

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要

(新株予約権の内容等)

.....

.....

(3) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

(新株予約権付社債に関する事項)

.....

.....

- (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) (略)
- 2 (略)

財務上の特約	担保提供制限	
	その他の条項	
取得格付		
摘要		

- 5 (略)
- 5の2 (略)
- 5の3 (略)
- 5の4 (略)
- 6 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券

- (1) (略)
- (新設)

(2) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

- (3) (略)
 - (4) (略)
 - (5) (略)
- 2 (略)

第3 (略)
第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)
(略)

第3 (略)
第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)
(略)

改正案

配行

第二号の四様式

有価証券届出書
(略)

第一部 (略)

第二部 企業情報

第1～第3 (略)

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) (略)

(2) 新株予約権等の状況

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

(3) (略)

(4) (略)

(5) 議決権の状況

① 発行済株式

年 月 日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式		-	

第二号の四様式

有価証券届出書
(略)

第一部 (略)

第二部 企業情報

第1～第3 (略)

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 議決権の状況

年 月 日現在

発 行 済 株	議決権のない株 式数	議決権のある株式数		単元未満株式数	摘 要
		自己株式等	その他		

議決権制限株式（自己株式等）		二	
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式数）		二	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		二	
発行済株式総数		二	
総株主の議決権	二		

② 自己株式等

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)	摘 要
計	二					二

(6) ストックオプション制度の内容

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	

式	株	株	株	株
---	---	---	---	---

自 己 株 式 等	所有者の氏名又 は名称等		所有株式数			発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合	摘 要
	氏名又 は名称	住 所	自 己 名 義	他 人 名 義	計		
			株	株	株	%	
計	二						二

(5) ストックオプション制度の内容

付与対象者	株式の種類	株 式 数	譲 渡 価 額	権利行使期間	権利行使につい ての条件
		株		自 年 月 日 至 年 月 日	

新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

2～5 (略)

第5～第7 (略)

第三部 (略)

第四部 株式公開情報

第1 (略)

第2 第三者割当等の概況(12)

1 第三者割当等による株式等の発行の内容

項 目	株 式	新株予約権	新株予約権付社債
発行年月日			
種類			
発行数			
発行価格			
資本組入額			
発行価額の総額			
資本組入額の総額			
発行方法			
保有期間等に関する確約			
摘要			

2・3 (略)

第3 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1)～(10) (略)

2～5 (略)

第5～第7 (略)

第三部 (略)

第四部 株式公開情報

第1 (略)

第2 第三者割当等の概況(12)

1 第三者割当等による株式等の発行の内容

項 目	株 式	転換社債	新株引受権付社債
発行年月日			
種類			
発行数			
発行価格			
資本組入額			
発行価額の総額			
資本組入額の総額			
発行方法			
保有期間等に関する確約			
摘要			

2・3 (略)

第3 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1)～(10) (略)

(11) 特別利害関係者等の株式等の移動状況

a 最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までにおいて、特別利害関係者等が提出会社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲渡又は譲受け（新株予約権及び新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行った場合（証券会社が特別利害関係者等以外の者との間で株式等の移動（証券業協会が定める規則により当該証券業協会が売買内容を発表するものに限る。）を行った場合を除く。）について記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権に準じて記載すること。

b～i (略)

(12) 第三者割当等の概況

a 第三者割当等による株式等の発行の内容

(a) 最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までの間における、株主割当以外の方法（以下「第三者割当等」という。）による新株発行又は第三者割当等による新株予約若しくは新株予約権付社債の発行（以下「第三者割当等による株式等の発行」という。）について記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

(b) 「種類」の欄には、株式の場合には株式の種類、新株予約権又は新株予約権付社債の場合にはその銘柄を記載すること。

(c) 「発行数」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には当該新株予約権の目的となる株式の数を記載すること。

(d) 「発行価格」、「資本組入額」、「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」の欄には、新株予約権又は新株予約権付社債の場合には、それぞれ、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格、資本組入額、発行価額の総額及び資本組入額の総額を記載すること。

(e) 「保有期間等に関する確約」の欄には、証券取引所又は証券業協会の規則による保有期間その他当該株券等の保有に関する事項についての取得者（第三者割当等による株式等の発行により、新株発行の割当を受けた者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得した者をいう。以下この様式、第三号様式及び第五号様式において同じ。）と提出会社との間の取決めの内容（以下「保有期間等に関する確約」という。）について記載すること。

(f) 「摘要」欄には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。また、これに加えて、新株予約権の場合には当該新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項、新株予約権付社債の場合にはその利率、当該新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項を記載すること。

(g) (略)

b (略)

c 取得者の株式等の移動状況

(a) 最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等（最近事業年度の末日の1

(11) 特別利害関係者等の株式等の移動状況

a 最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までにおいて、特別利害関係者等が提出会社の発行する株式、転換社債、新株引受権付社債又は新株引受証券の譲渡又は譲受け（転換社債の転換及び新株引受権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行った場合（証券会社が特別利害関係者等以外の者との間で株式等の移動（証券業協会が定める規則により当該証券業協会が売買内容を発表するものに限る。）を行った場合を除く。）について記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、転換社債又は新株引受権に準じて記載すること。

b～i (略)

(12) 第三者割当等の概況

a 第三者割当等による株式等の発行の内容

(a) 最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までの間における、株主割当以外の方法（以下「第三者割当等」という。）による新株発行又は第三者割当等による転換社債若しくは新株引受権付社債の発行（以下「第三者割当等による株式等の発行」という。）について記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、転換社債又は新株引受権に準じて記載すること。

(b) 「種類」の欄には、株式の場合には株式の種類、転換社債又は新株引受権付社債の場合にはその銘柄を記載すること。

(c) 「発行数」の欄には、転換社債又は新株引受権付社債の場合には記載を要しない。

(新設)

(d) 「保有期間等に関する確約」の欄には、証券取引所又は証券業協会の規則による保有期間その他当該株券等の保有に関する事項についての取得者（第三者割当等による株式等の発行により、新株発行の割当を受けた者又は転換社債若しくは新株引受権付社債を取得した者をいう。以下この様式、第三号様式及び第五号様式において同じ。）と提出会社との間の取決めの内容（以下「保有期間等に関する確約」という。）について記載すること。

(e) 「摘要」欄には、1株当たりの株価の算定根拠等について記載すること。また、これに加えて、転換社債の場合にはその利率及び転換の条件、新株引受権付社債の場合にはその利率、新株の引受権の内容、新株の引受権の行使期間及び譲渡に関する事項を記載すること。

(f) (略)

b (略)

c 取得者の株式等の移動状況

(a) 最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間において、aの取得者が当該第三者割当等による株式等の発行により取得した株式等（最近事業年度の末日の1

年前の日から届出書提出日までの間に取得したものに限る。)の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合(新株予約権の行使を含む。)には、(II)に準じて記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

(b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された新株予約権又は新株予約権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に当該新株引受権の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、(II)に準じて記載すること。

(c) (略)

(13) 株主の状況

a (略)

b 所有株式数(他人(仮設人名義を含む。)名義のもの及び新株予約権の行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。)の多い順に100名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。

c 所有株式数の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を内書きし、その旨を注記すること。

d 株式総数に対する所有株式数の割合の記載に当たっては、新株予約権の行使等により発行される可能性のある株式数を含んだ株式総数に対する所有株式数の割合を記載すること。

e・f (略)

年前の日から届出書提出日までの間に取得したものに限る。)の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合(転換社債の転換及び新株引受権の行使を含む。)には、(II)に準じて記載すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、転換社債又は新株引受権に準じて記載すること。

(b) 最近事業年度の末日の1年前の日前に発行された転換社債又は新株引受権付社債について、最近事業年度の末日の1年前の日から届出書提出日までの間に転換又は新株引受権の行使により取得した株式の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合には、(II)に準じて記載すること。

(c) (略)

(13) 株主の状況

a (略)

b 所有株式数(他人(仮設人名義を含む。)名義のもの及び転換社債の転換、新株引受権の権利行使その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利の行使により発行される可能性のあるものを含む。)の多い順に100名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を付記すること。ただし、所有株式数が1,000株以下である者については、所有株式数ごとに人数のみを記載しても差し支えない。

c 所有株式数の記載に当たっては、転換社債の転換及び新株引受権の権利行使等により発行される可能性のある株式数を内書きし、その旨を注記すること。

d 株式総数に対する所有株式数の割合の記載に当たっては、転換社債の転換及び新株引受権の権利行使等により発行される可能性のある株式数を含んだ株式総数に対する所有株式数の割合を記載すること。

e・f (略)

改正案

配行

第二号の五様式

有価証券届出書 (1)
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～3 (略)

4 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	
摘要	

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	

第二号の五様式

有価証券届出書 (1)
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～3 (略)

(新設)

新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
摘要	

(3) 新株予約権証券の引受け

引受人の氏名又は名称	住 所	引受新株予約権数	引受けの条件
計			

5 新規発行社債(12)

銘柄		券面総額	円
記名・無記名の別		発行価額の総額	円

4 新規発行社債(12)

銘柄		券面総額	円
記名・無記名の別		発行価額の総額	円

各社債の金額	円	申込期間	
発行価格	円	申込証拠金	円
利率	%	払込期日	
利払日		申込取扱場所	
償還期限		登録機関	
募集の方法			
利息支払の方法			
償還の方法			
担 保	種類		
	目的物		
	順位		
	先順位の担保をつけた債権の金額		
	担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		
	担保付社債信託法上の受託会社		
	保証		
財務上	担保提供制限		
の特約	その他の条項		
取得格付			
摘要			

(新株予約権付社債に関する事項) (14)

各社債の金額	円	申込期間	
発行価格	円	申込証拠金	円
利率	%	払込期日	
利払日		申込取扱場所	
償還期限		登録機関	
募集の方法			
利息支払の方法			
償還の方法			
担 保	種類		
	目的物		
	順位		
	先順位の担保をつけた債権の金額		
	担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利		
	担保付社債信託法上の受託会社		
	保証		
財務上	担保提供制限		
の特約	その他の条項		
取得格付			
摘要			

(転換社債に関する事項) (13)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

6 (略)
7 (略)
8 (略)
9 (略)

転換の条件	
転換により発行する株式の種類	
転換請求期間	
転換請求の受付場所及び取次場所	
摘要	

(新株引受権付社債に関する事項) (14)

新株引受権の内容	権利行使により発行する株式の発行価額の総額 (新株引受権付社債の券面総額に対する割合)	円 (%)
	権利行使により発行する株式の種類	
	権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	円
	その他	
新株引受権の行使請求期間		
新株引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		
新株引受権の譲渡に関する事項		
代用払込みに関する事項		
摘要		

5 (略)
6 (略)
7 (略)
8 (略)

10 (略)

11 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券(22)

(1) (略)

(2) 売出新株予約権証券

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要

(新株予約権の内容等)

(3) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

(新株予約権付社債に関する事項)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

2 (略)

第3 (略)

第二部 企業情報

第1 企業の概況

1～3 (略)

4 株式等の状況(28)

(1) (略)

(2) 新株予約権等の状況

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	

9 (略)

10 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券(22)

(1) (略)

(新設)

(2) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

2 (略)

第3 (略)

第二部 企業情報

第1 企業の概況

1～3 (略)

4 株式等の状況(28)

(1) (略)

(新設)

新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 議決権の状況

① 発行済株式

年 月 日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式		二	
議決権制限株式 (自己株式等)		二	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式数)		二	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		二	
発行済株式総数		二	
総株主の議決権	二		

② 自己株式等

--	--	--	--	--	--

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 議決権の状況

年 月 日現在

発行済株式	議決権のない株式数	議決権のある株式数		単元未満株式数	摘 要
		自己株式等	その他		
	株	株	株	株	

所有者の氏名又			
---------	--	--	--

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
計	二				

(7) ストックオプション制度の内容

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

5～8 (略)

第2～第6 (略)

第三部～第五部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(7)

(8) 新規発行株式

a・b (略)

c 「摘要」欄には、新規発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、償還株、議決権制限株式等の数種の株式を発行する場合には、その株式の議決権（商法第241条第1項に規定する議決権をいう。）の有無及び内容を「摘要」欄に記載

自己 株式 等	は名称等		所有株式数			発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合	摘 要
	氏名又 は名称	住 所	自 己 名 義	他 人 名 義	計		
			株	株	株	%	
計	二						二

(6) ストックオプション制度の内容

付与対象者	株式の種類	株 式 数	譲 渡 価 額	権利行使期間	権利行使につい ての条件
		株		自 年 月 日 至 年 月 日	

5～8 (略)

第2～第6 (略)

第三部～第五部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(7) (略)

(8) 新規発行株式

a・b (略)

c 「摘要」欄には、新規発行を決議した取締役会若しくは株主総会の決議年月日又は主務大臣の認可を受けた年月日を記載すること。一部払込発行の場合には、その決議内容についても記載すること。

優先株、後配株、償還株等の数種の株式を発行する場合には、その株式の議決権（商法第241条第1項に規定する議決権をいう。）の有無及び内容を「摘要」欄に記載するこ

載すること。

(9) (略)

(10) 募集の条件

a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。

なお、算式表示の場合において、最低発行価額（取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を1株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額）が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで届出書を提出するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること（(14)のaの新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。）。

b～f (略)

(11) (略)

(12) 新規発行新株予約権証券

a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式の種類ごとに区分して記載すること。

b 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。

c 「発行価格」の欄には、新株予約権1個の発行価格を記載すること。

また、「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

d 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。

e 「摘要」欄には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。

また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。

f 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を「摘要」欄に記載すること。

g 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格及び資本組入額を記載すること。

なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。

h 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」又は「新株予約権の行使請求の受付場所、取扱場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書

と。

(9) (略)

(10) 募集の条件

a 「発行価格」の欄には、1株の発行価額を記載すること。一部払込発行の場合には、1株の払込金額を「発行価格」の欄に内書きすること。

なお、算式表示の場合において、最低発行価額（取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が一定の価額を下回るときには当該一定の価額を1株の発行価額とすることを定めている場合における当該価額）が定められているときには、その旨及びその金額を記載すること。また、取締役会等の決議により、当該算式により算出された価額が最低発行価額を下回る場合において当該新株の発行を中止すること等を定めているときは、その旨を付記すること。最低発行価額を記載しないで届出書を提出するときには、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること（(13)のaの転換社債の転換価格及び(14)のaの新株引受権付社債の新株引受権の行使により発行する株式の発行価格を算式表示する場合においても同じ。）。

b～f (略)

(11) (略)

(新設)

を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること

i 「新株予約権証券の引受け」については、(11)に準じて記載すること。

(13) 新規発行社債

a～j (略)

k 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込により取得する格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらのすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨記載すること。

また、当該発行に係る社債が新株予約権付社債である場合において、複数の格付を取得していないときは、「複数の格付を取得していない」旨記載すること。

(削る)

(14) 新株予約権付社債に関する事項

a (12)の a、f、g 及び h に準じて記載すること。

b 「代用払込みに関する事項」の欄には、新株予約権を行使する者の請求により、新株予約権付社債の償還に代えて、その発行価額をもつて新株の払込金に充当する場合にはその旨及びその方法を記載し、充当しない場合にはその旨を記載すること。

(12) 新規発行社債

a～j (略)

k 「取得格付」の欄には、当該発行に係る社債について、発行者が申込により取得する格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらのすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨記載すること。

また、当該発行に係る社債がである場合において、複数の格付を取得していないときは、「複数の格付を取得していない」旨記載すること。

(13) 転換社債に関する事項

a 「転換の条件」の欄には、転換の請求により転換社債の株式への転換のために発行する株式1株の発行価額（以下「転換価格」という。）及び資本組入額及び転換社債発行後の株式発行等により転換価格又は資本組入額を調整する場合には、その概要、転換に際し生ずる端数の処理等について記載すること。

なお、転換価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。

b 転換の効力の発生及び転換後第1回目の配当、株券の交付方法等転換により発行する株式に関し必要な事項を「摘要」欄に記載すること。

c 「転換の条件」又は「転換請求の取次場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(14) 新株引受権付社債に関する事項

a 「権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株引受権の行使により発行する株式1株の発行価格及び資本組入額を記載すること。

なお、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。

b 「その他」の欄には、新株引受権付社債発行後の株式発行等により、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格又は資本組入額を調整する場合には、その概要、新株引受権の行使に際し生ずる端数の処理等について記載すること。

c 「新株引受権の譲渡に関する事項」の欄には、新株引受権のみの譲渡ができるかどうかを記載すること。

d 「代用払込みに関する事項」の欄には、新株引受権を行使する者の請求により、新株引受権付社債の償還に代えて、その発行価額をもつて新株の払込金に充当する場合には、その旨及びその方法を記載し、充当しない場合には、その旨を記載すること。

e 新株引受権行使の効力の発生及び新株引受権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株引受権の行使により発行する株式に関し必要な事項を「摘要」欄に記載すること。

f 「権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額」又は「新株引受権の行使請求の取次場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事

(15)～(21) (略)

(22) 売出有価証券

a (略)

b 「売出株式」の「売出しに係る株式の所有者の住所、氏名又は名称」の欄、「売出新株予約権証券」の「売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所、氏名又は名称」の欄、「売出社債」の「売出しに係る社債の所有者の住所、氏名又は名称」の欄又は「売出コマーシャル・ペーパー」の「売出しに係るコマーシャル・ペーパーの所有者の住所、氏名又は名称」の欄には、所有者が2人以上ある場合には、所有者別にその売出株数、売出新株予約権数又は売出社債若しくは売出コマーシャル・ペーパーの券面額の総額を記載すること

。

c 「売出新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(14)の a に準じて記載すること。

d (略)

e 「売出社債」の「新株予約権付社債に関する事項」は、(14)に準じて記載すること。

f (略)

(23) 売出しの条件

a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての売出価額を記載すること。

b～f (略)

(24)～(49) (略)

項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(15)～(21) (略)

(22) 売出有価証券

a (略)

b 「売出株式」の「売出しに係る株式の所有者の住所、氏名又は名称」の欄、「売出社債」の「売出しに係る社債の所有者の住所、氏名又は名称」の欄又は「売出コマーシャル・ペーパー」の「売出しに係るコマーシャル・ペーパーの所有者の住所、氏名又は名称」の欄には、所有者が2人以上ある場合には、所有者別にその売出株数又は売出社債若しくは売出コマーシャル・ペーパーの券面額の総額を記載すること。

(新設)

c (略)

(新設)

d (略)

(23) 売出しの条件

a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額100円についての売出価額を記載すること。

b～f (略)

(24)～(49) (略)

改正案

現行

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部 【企業情報】

第1～第3 (略)

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】(17)

① (略)

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
計			二	二

(2) 【新株予約権等の状況】(17-2)

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	

第三号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部 【企業情報】

第1～第3 (略)

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】(17)

① (略)

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
計			二

(新設)

合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

- (3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) 【議決権の状況】(21)

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式		二	
議決権制限株式 (自己株式等)		二	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式数)		二	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		二	
発行済株式総数		二	
総株主の議決権	二		

② 【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	二				

- (2) (略)
(3) (略)
(4) (略)
(5) 【議決権の状況】(21)

① 【発行済株式】 年 月 日現在

議決権のない株式数 (株)	議決権のある株式数 (自己株式等) (株)	議決権のある株式数 (その他) (株)	単元未満株式数 (株)

② 【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	二				

(7) 【ストックオプション制度の内容】(22)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

2～5 (略)

第5～第7 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1)～(16) (略)

(17) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、償還株、議決権制限株等の種類を記載し、その株式の具体的な内容を「内容」欄に記載すること。

なお、無議決権株式又は議決権制限株式であつても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を「内容」の欄に記載すること。

c 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること

。なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号。（17-2）及び18）において「商法等改正整備法」という。）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債又は新株引受権付社債（以下cにおいて「転換社債又は新株引受権付社債」という。）を発行している場合を含む。（25）のbにおいて同じ。）の「提出

(6) 【ストックオプション制度の内容】(22)

付与対象者	株式の種類	株式数 (株)	譲渡価額	権利行使期間	権利行使についての条件
				自 年 月 日	
				至 年 月 日	

2～5 (略)

第5～第7 (略)

第二部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(1)～(16) (略)

(17) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、後配株、償還株等の種類を記載し、その株式の議決権（商法第241条第1項に規定する議決権をいう。この号及び(21)の号（bを除く。）において同じ。）の有無及び内容を欄外に記載すること。

なお、議決権のない株式であつても、商法第242条第1項ただし書の規定により議決権を有する場合には、その旨及びその内容を欄外に記載すること。

c 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること

。なお、転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該転換社債の転換又は新株引受権付社債の権利行使によるものに限り、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（転換社債又は新株引受権付社債の権利行使を含む。（25）のbにおいて同じ。）によるものに限り、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

d～f （略）

(17-2) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使請求期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件並びに譲渡に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

c 商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること

(18) 発行済株式総数、資本金等の推移

a 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）における（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直前の）発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

また、当事業年度の末日後報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があつた日及び増減の内訳を注記すること。

なお、新株予約権の行使（商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債又は新株引受権付社債の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当事業年度の末日後報告書の提出日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債又は新株引受権付社債の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は利益処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

d～f （略）

(新設)

(18) 発行済株式総数、資本金等の推移

a 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）における（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直前の）発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

また、当事業年度の末日後報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があつた日及び増減の内訳を注記すること。

なお、転換社債の転換又は新株引受権付社債の権利行使による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当事業年度の末日後報告書の提出日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

転換社債の転換又は新株引受権付社債の権利行使による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は利益処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

(削る)

c (略)

(19)・(20) (略)

(21) 議決権の状況

a (略)

b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。eにおいて同じ。）の総数及び内容を記載すること。

c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。d及びeにおいて同じ。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

h (略)

(22)～(24) (略)

(25) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況

a (略)

b 当該授権株式数を定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した割合等を欄外に記載すること。

なお、新株予約権付社債を発行している場合の当定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数については、当該新株予約権の行使によるものに限り、当定時株主総会の終

欄外に記載すること。

c 転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を注記すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、転換社債又は新株引受権に準じて記載すること。

d (略)

(19)・(20) (略)

(21) 議決権の状況

a (略)

b 「議決権のない株式数」の欄には、議決権のない株式の総数を記載すること。ただし、議決権のない株式のうち、商法第242条第1項ただし書の規定により議決権を有しているものがある場合には、その旨及びその内容を欄外に記載するとともに、その議決権を有している議決権のない株式の数については、「議決権のない株式数」の欄には記載せず、「議決権のある株式数」の欄に外書きすること。

c 「議決権のある株式数」の欄には、議決権のない株式及び単元未満株式以外の株式の総数を記載すること。

「自己株式等」の欄には、自己株式及び相互保有株式の総数を記載すること。

「単元未満株式数」の欄には、単元未満株式の総数を記載するとともに、当該単元未満株式のうち自己株式又は相互保有株式がある場合には、その所有者の氏名又は名称及び保有株式数を欄外に記載すること。

d 「他人名義」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となつている場合であつても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

(新設)

(新設)

(新設)

e (略)

(22)～(24) (略)

(25) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況

a (略)

b 当該授権株式数を定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した割合等を欄外に記載すること。

なお、転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合の当定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数については、当該転換社債の転換又は新株引受権付社債の権利

結した日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

(26)～(50) (略)

(51) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a・b (略)

c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

(52)～(54) (略)

行使によるものに限り、当定時株主総会の終結した日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

(26)～(50) (略)

(51) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

a・b (略)

c 「ロ 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

d 「ハ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

(52)～(54) (略)

改正案

現行

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1～3 (略)

4 【株式等の状況】(7)

(1) 【株式の総数等】

① (略)

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場証券取引所名 又は登録証券業協会名	内容
計			二	二

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1～3 (略)

4 【株式等の状況】(7)

(1) 【株式の総数等】

① (略)

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
計			二

(新設)

合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式		二	
議決権制限株式 (自己株式等)		二	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式数)		二	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		二	
発行済株式総数		二	
総株主の議決権	二		

② 【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	二				

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】 年 月 日現在

議決権のない株式数 (株)	議決権のある株式数 (自己株式等) (株)	議決権のある株式数 (その他) (株)	単元未満株式数 (株)

② 【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	二				

(7) 【ストックオプション制度の内容】(8)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

5～8 (略)

第2～第6 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(略)

(6) 【ストックオプション制度の内容】(8)

付与対象者	株式の種類	株式数 (株)	譲渡価額	権利行使期間	権利行使につい ての条件
				自 年 月 日	
				至 年 月 日	

5～8 (略)

第2～第6 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案

現行

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部 【企業情報】

第1～第3 (略)

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① (略)

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場証券取引所名 又は登録証券業協会名	内容
計			二	二

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	

第四号様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書
(略)

第一部 【企業情報】

第1～第3 (略)

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① (略)

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
計			二

(新設)

合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

- (3) (略)
(4) (略)
(5) 【議決権の状況】(1)
① 【発行済株式】
イ 事業年度末現在

年 月 日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式		二	
議決権制限株式 (自己株式等)		二	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式数)		二	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		二	
発行済株式総数		二	
総株主の議決権	二		

ロ 最近日現在

年 月 日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式		二	
議決権制限株式 (自己株式等)		二	
議決権制限株式 (その他)			

- (2) (略)
(3) (略)
(4) 【議決権の状況】(1)
① 【発行済株式】
イ 事業年度末現在

年 月 日現在

議決権のない株式数 (株)	議決権のある株式数 (自己株式等) (株)	議決権のある株式数 (その他) (株)	単元未満株式数 (株)

ロ 年 月 日現在

年 月 日現在

議決権のない株式数 (株)	議決権のある株式数 (自己株式等) (株)	議決権のある株式数 (その他) (株)	単元未満株式数 (株)

完全議決権株式（自己株式数）		—	
完全議決権株式（その他）			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	
総株主の議決権	—		

② 【自己株式等】

イ 事業年度末現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計	二				

ロ 最近日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計	二				

(6) 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式の種類	

② 【自己株式等】

イ 事業年度末現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計	二				

ロ 年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
計	二				

(5) 【ストックオプション制度の内容】

付与対象者	株式の種類	株式数 （株）	譲渡価額	権利行使期間	権利行使についての条件
				自 年 月 日	

株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

2～4 (略)

第5・第6 (略)

第7 【株式公開情報】(2)

1 (略)

2 【第三者割当等の概況】

(1) 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権付社債
発行年月日			
種類			
発行数			
発行価格			
資本組入額			
発行価額の総額			
資本組入額の総額			
発行方法			
保有期間等に関する 確約			

(2)・(3) (略)

				至年月日
--	--	--	--	------

2～4 (略)

第5・第6 (略)

第7 【株式公開情報】(2)

1 (略)

2 【第三者割当等の概況】

(1) 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	転換社債	新株引受権付社債
発行年月日			
種類			
発行数			
発行価格			
資本組入額			
発行価額の総額			
資本組入額の総額			
発行方法			
保有期間等に関する 確約			

(2)・(3) (略)

3 (略)
第8 (略)
第二部 (略)

(記載上の注意)
(略)

3 (略)
第8 (略)
第二部 (略)

(記載上の注意)
(略)

改正案

現行

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部 【企業情報】

第1～第3 (略)

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① (略)

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (年月日)	提出日現在発行数(株) (年月日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
計			二	二

(2) 【新株予約権等の状況】(15-2)

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部 【企業情報】

第1～第3 (略)

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① (略)

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (年月日)	提出日現在発行数(株) (年月日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
計			二

(新設)

合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

(3) (略)

(4) (略)

(5) 【議決権の状況】(18)

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式		二	
議決権制限株式 (自己株式等)		二	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式数)		二	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		二	
発行済株式総数		二	
総株主の議決権	二		

② 【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	二				

(2) (略)

(3) (略)

(4) 【議決権の状況】(18)

① 【発行済株式】 年 月 日現在

議決権のない株式数 (株)	議決権のある株式数 (自己株式等) (株)	議決権のある株式数 (その他) (株)	単元未満株式数 (株)

② 【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	二				

2・3 (略)
第5・第6 (略)
第二部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(10)

(11) 経営上の重要な契約等

a～c (略)

d 当中間連結会計期間において、他の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、完全子会社となつた会社（当該完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。）の資産・負債の状況等について記載すること。

株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

e (略)

(12)～(14) (略)

(15) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、償還株、議決権制限株等の種類を記載し、その株式の議決権の具体的な内容を「内容」の欄に記載すること。

なお、無議決権株式又は議決権制限株式であっても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を「内容」の欄に記載すること。

c 「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号。（15-2）及び16）において「商法等改正整備法」という。）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債又は新株引受権付社債（以下cにおいて「転換社債又は新株引受権付社債」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（転換社債又は新株引受権付社債の権利行使を含む。）によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

d～f (略)

(15-2) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使請求期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件並びに譲渡に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、そ

2・3 (略)
第5・第6 (略)
第二部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(10)

(11) 経営上の重要な契約等

a～c (略)

d 当中間連結会計期間において、連結会社以外の会社と株式交換し、若しくは株式交換に係る契約を締結した場合又は株式移転に係る株主総会の決議があつた場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、完全子会社となつた会社（当該完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。）の資産・負債の状況等について記載すること。

株式交換に係る契約の締結又は株式移転に係る株主総会の決議が近く確実に見込まれ、かつ、その旨が公表されている場合には、その概要を記載すること。

e (略)

(12)～(14) (略)

(15) 株式の総数等

a (略)

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、後配株、償還株等の種類を記載し、その株式の議決権の有無及び内容を欄外に記載すること。

なお、議決権のない株式であっても、商法第242条第1項ただし書の規定により議決権を有する場合には、その旨及びその内容を欄外に記載すること。

c 「発行数」の欄には、当中間会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該転換社債の転換又は新株引受権付社債の権利行使によるものに限り、半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

d～f (略)

(新設)

の残高についても記載すること。

b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

c 商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること

(16) 発行済株式総数、資本金等の状況

a (略)

b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債又は新株引受権付社債の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は利益処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

(削る)

c (略)

(17) (略)

(18) 議決権の状況

a (略)

b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。eにおいて同じ。）の総数及び内容を記載すること。

c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。d及びeにおいて同じ。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

(16) 発行済株式総数、資本金等の状況

a (略)

b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

転換社債の転換又は新株引受権付社債の権利行使による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は利益処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

c 転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合には、当中間会計期間の末日並びに半期報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を注記すること。その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、転換社債又は新株引受権に準じて記載すること。

d (略)

(17) (略)

(18) 議決権の状況

a (略)

b 「議決権のない株式数」の欄には、議決権のない株式の総数を記載すること。ただし、議決権のない株式のうち、商法第242条第1項ただし書の規定により議決権を有しているものがある場合には、その旨及びその内容を「摘要」欄に記載するとともに、その議決権を有している議決権のない株式の数については、「議決権のない株式数」の欄には記載せず、「議決権のある株式数」の欄に外書きすること。

c 「議決権のある株式数」の欄には、議決権のない株式及び単元未満株式以外の株式の総数を記載すること。

「自己株式等」の欄には、自己株式及び相互保有株式の総数を記載すること。

d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

(19)～(38) (略)

「単元未満株式数」の欄には、単元未満株式の総数を記載するとともに、当該単元未満株式のうち自己株式又は相互保有株式がある場合には、その所有者の氏名又は名称及び保有株式数を「摘要」欄に記載すること。

d 「他人名義」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、「摘要」欄に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となつている場合であつても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を「摘要」欄に記載すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(19)～(38) (略)

改正案

現行

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】 (略)

1・2 (略)

3 【株式等の状況】(6)

(1) 【株式の総数等】

① (略)

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (年月日)	提出日現在発行数(株) (年月日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
計			二	二

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合	

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】

半期報告書
(略)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】 (略)

1・2 (略)

3 【株式等の状況】(6)

(1) 【株式の総数等】

① (略)

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (年月日)	提出日現在発行数(株) (年月日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
計			二

(新設)

合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	

(3) (略)

(4) (略)

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】 年 月 日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式		二	
議決権制限株式 (自己株式等)		二	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式数)		二	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		二	
発行済株式総数		二	
総株主の議決権	二		

② 【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	二				

(2) (略)

(3) (略)

(4) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】 年 月 日現在

議決権のない株式数 (株)	議決権のある株式数 (自己株式等) (株)	議決権のある株式数 (その他) (株)	単元未満株式数 (株)

② 【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	二				

4～6 (略)
第2～第5 (略)
第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)
(略)

4～6 (略)
第2～第5 (略)
第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)
(略)

出 発

配 付

第六号様式

有 価 証 券 通 知 書
(略)

- 1 (略)
2 有価証券の募集（売出し）の方法及び条件(ホ)

区 分		発 行 (売出) 数	発 行 (売出) 価 格	資 本 組入額	申 込 期 間	払 込 期 日	摘 要
募 集 の 場 合	株 主 割 当						
	株 その他の者に対する割当						
	一 般 募 集						
	式 (発起人の引受株式)						
	計（総発行株式）		/	/	/	/	
	新 株 予 約 権 証 券						
	社 債	/		/			
	コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書	/		/		/	
	カバードワラント	/		/			
	預 託 証 券			/			
売 出 し の 場 合	株 式			/		/	
	社 債 コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書	/		/		/	

第六号様式

有 価 証 券 通 知 書
(略)

- 1 (略)
2 有価証券の募集（売出し）の方法及び条件(ホ)

区 分		発 行 (売出) 数	発 行 (売出) 価 格	資 本 組入額	申 込 期 間	払 込 期 日	摘 要
募 集 の 場 合	株 主 割 当						
	株 その他の者に対する割当						
	一 般 募 集						
	式 (発起人の引受株式)						
	計（総発行株式）		/	/	/	/	
	社 債	/		/			
	コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書	/		/		/	
	カバードワラント	/		/			
	預 託 証 券			/			
	売 出 し の 場 合	株 式			/		/
社 債 コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書		/		/		/	
カバードワラント		/		/			

場 合	カバードワラント					
	預託証券					

3～5 (略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 個別事項

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 新規発行(売出)有価証券

(1) 募集若しくは売出しをしようとする有価証券で当該取得に係る発行価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であるもの又は募集によらないで取得される株式で当該取得に係る発行価額の総額が1億円以上であるものを発行する場合における当該株式について、記載すること。

(2) 「銘柄」欄には、「第何回何%利付無担保社債」等のように記載すること。

(3)～(7) (略)

(8) 新規発行株式、新規発行新株予約権証券又は新規発行社債については、当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を「摘要」欄に記載すること。

(9) 新株予約権証券については、その新株予約権の内容(新株予約権の目的となる株式の種類及び数、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額、新株予約権の行使期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額、新株予約権の譲渡に関する事項等)を「摘要」欄に記載すること。

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(ホ) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

(1)・(2) (略)

(3) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書については券面額についての発行価額又は売出価額、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。

預託証券						
------	--	--	--	--	--	--

3～5 (略)

(記載上の注意)

1 (略)

2 個別事項

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 新規発行(売出)有価証券

(1) 募集若しくは売出しをしようとする有価証券で当該取得に係る発行価額の総額が1億円未満であるもの又は募集によらないで取得される株式で当該取得に係る発行価額の総額が1億円以上であるものを発行する場合における当該株式について、記載すること。

(2) 「銘柄」欄には、「第何回物上担保付転換社債」、「第何回何%利付無担保社債」のように記載すること。

(3)～(7) (略)

(8) 新規発行株式又は新規発行社債については、当該有価証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を「摘要」欄に記載すること。

(新設)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(ホ) 有価証券の募集(売出し)の方法及び条件

(1)・(2) (略)

(3) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価額又は売出価額、社債、コマーシャル・ペーパー及び外国譲渡性預金証書については券面額についての発行価額又は売出価額、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

なお、一部払込発行の場合には、払込金額を「発行(売出)価格」欄に内書きすること。

と。

(4)~(6) (略)

(へ) 有価証券の引受けの概要

(1) (略)

(2) 新株予約権証券の引受けについては引受新株予約権数並びに社債、カバードワラント及び預託証券の引受けについては引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。

(3) (略)

(ト) 過去2年以内における募集又は売出し

(1) (略)

(2) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価格又は売出価格を、新株予約権証券については新株予約権1個の発行価額又は売出価額、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額についての発行価格又は売出価格、外国譲渡性預金証書については申込単位当たりの発行価格又は売出価格を、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

(3)・(4) (略)

(チ) (略)

(4)~(6) (略)

(へ) 有価証券の引受けの概要

(1) (略)

(2) 社債、カバードワラント及び預託証券の引受けについては、引受金額を「引受株式数」欄に記載すること。

(3) (略)

(ト) 過去2年以内における募集又は売出し

(1) (略)

(2) 「発行(売出)価格」欄には、株式については1株の発行価格又は売出価格を、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額についての発行価格又は売出価格、外国譲渡性預金証書については申込単位当たりの発行価格又は売出価格を、カバードワラント及び預託証券については1単位の発行価額又は売出価額を記載すること。

(3)・(4) (略)

(チ) (略)

改正案

配行

第七号様式

有価証券届出書 (1)
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 (略)

2 新株予約権証券の募集(15)

(1) 募集の条件

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	
摘要	

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	

第七号様式

有価証券届出書 (1)
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 (略)

(新設)

新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
摘要	

(3) 新株予約権証券の引受け

引受人の氏名又は名称	住 所	引受新株予約権数	引受けの条件
計			

3 社債の募集(16)

銘柄		券面総額	
記名・無記名の別		発行価額の総額	

2 社債の募集(15)

銘柄		券面総額	
記名・無記名の別		発行価額の総額	

<u>各社債の金額</u>		<u>申込期間</u>	
<u>発行価格</u>		<u>申込証拠金</u>	
<u>利率</u>	%	<u>払込期日</u>	
<u>利払日</u>		<u>申込取扱場所</u>	
<u>償還期限</u>		<u>登録機関</u>	
<u>募集の方法</u>		<u>公告の方法</u>	
<u>引受人</u>			
<u>社債の管理会社とその職務</u>			
<u>利息支払の方法</u>			
<u>償還の方法</u>			
<u>担 保</u>	<u>種類</u>		
	<u>目的物</u>		
	<u>順位</u>		
	<u>先順位の担保をつけた債権の金額</u>		
	<u>担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利</u>		
	<u>保証</u>		
<u>財務上</u>	<u>担保提供制限</u>		
<u>の特約</u>	<u>その他の条項</u>		
<u>債権者集会</u>			

<u>各社債の金額</u>		<u>申込期間</u>	
<u>発行価格</u>		<u>申込証拠金</u>	
<u>利率</u>	%	<u>払込期日</u>	
<u>利払日</u>		<u>申込取扱場所</u>	
<u>償還期限</u>		<u>登録機関</u>	
<u>募集の方法</u>		<u>公告の方法</u>	
<u>引受人</u>			
<u>社債の管理会社とその職務</u>			
<u>利息支払の方法</u>			
<u>償還の方法</u>			
<u>担 保</u>	<u>種類</u>		
	<u>目的物</u>		
	<u>順位</u>		
	<u>先順位の担保をつけた債権の金額</u>		
	<u>担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利</u>		
	<u>保証</u>		
<u>財務上</u>	<u>担保提供制限</u>		
<u>の特約</u>	<u>その他の条項</u>		
<u>債権者集会</u>			

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
摘要	

(新株予約権付社債に関する事項) (I7)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
摘要	

(転換社債に関する事項) (I6)

転換の条件	
転換により発行する株式の記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	
転換請求期間	
転換請求の受付場所及び取次場所	
摘要	

(新株引受権付社債に関する事項) (I7)

新株引受権の内容	権利行使により発行する株式の発行価額の総額 (新株引受権付社債の券面総額に対する割合)	(%)
	権利行使により発行する株式の記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	
	権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	
	その他	
新株引受権の行使請求期間		
新株引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券(24)

- (1) (略)
- (2) 売出新株予約権証券

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要

(新株予約権の内容等)

.....

.....

(3) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

(新株予約権付社債に関する事項)

.....

.....

- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

2 (略)

第3 (略)

新株引受権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券(24)

- (1) (略)
- (新設)

(2) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

2 (略)

第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(14) (略)

(15) 新株予約権証券の募集

- a 新株予約権の目的となる株式の種類が異なる場合には、当該株式の種類ごとに区分して記載すること。
- b 「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、「発行価額の総額」は届出書提出日現在における見込額により記載し、その旨を注記すること。
- c 「発行価格」の欄には、新株予約権1個の発行価格を記載すること。
また、「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- d 「申込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期を注記すること。
- e 「摘要」欄には、新株予約権証券の発行を決議した取締役会又は株主総会の決議年月日を記載すること。
また、申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の払込金への振替充当、申込みが超過した場合の処理その他申込み又は払込みに関し必要な事項を記載すること。
- f 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株予約権の行使により発行し、又は移転する株式に関し必要な事項を「摘要」欄に記載すること。
- g 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格及び資本組入額を記載すること。
なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。
- h 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」又は「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- i 「新株予約権証券の引受け」については、(14)に準じて記載すること。

(16) (略)

(削る)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(14) (略)

(新設)

(15) (略)

(16) 転換社債に関する事項

- a 「転換の条件」の欄には、転換価格、資本組入額、転換社債発行後の株式発行等により転換価格又は資本組入額を調整する場合にはその概要、転換に際し生ずる端数の処理について記載すること。
なお、転換価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。
- b 転換の効力の発生及び転換後第1回目の配当、株券の交付方法等転換により発行する株式に関し必要な事項を「摘要」欄に記載すること。

(17) 新株予約権付社債に関する事項

- a (15)の a、f、g 及び h に準じて記載すること。
- b 「代用払込みに関する事項」の欄には、新株予約権を行使する者の請求により、新株予約権付社債の償還に代えて、その発行価額をもつて新株の払込金に充当する場合にはその旨及びその方法を記載し、充当しない場合にはその旨を記載すること。

(18)～(23) (略)

(24) 売出有価証券

- a・b (略)
- c 「売出株式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄、「売出新株予約権証券」の「売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄、「売出社債」の「売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄、「売出コマーシャル・ペーパー」の「売出しに係るコマーシャル・ペーパーの所有者の住所及び氏名又は名称」の欄又は「売出外国譲渡性預金証書」の「売出しに係る外国譲渡性預金証書の所有者の住所、氏名又は名称」の欄には、所有者が2人以上ある場合には、所有者別にその売出株数、売出新株予約権数、売出社債若しくは売出コマーシャル・ペーパーの券面額又は売出外国譲渡性預金証書の預入金額の総額を記載すること。
- d 「売出新株予約権証券」の「新株予約権の内容等」は、(17)の a に準じて記載すること。
- e (略)
- f 「売出社債」の「新株予約権付社債に関する事項」は、(17)に準じて記載すること。
- g (略)

(25) 売出しの条件

- a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を、新株予約権証券については新株予約権1個の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額についての売出価額、外国譲渡性預金証書については申込単位当たりの売出金額を記載すること。

- c 「転換の条件」又は「転換請求の取次場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(17) 新株引受権付社債に関する事項

- a 「権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額」の欄には、新株引受権の行使により発行する株式1株の発行価額又は資本組入額を記載すること。
なお、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格について算式表示を行う場合には、資本組入額は当該算式に基づいて記載すること。
- b 「その他」の欄には、新株引受権付社債発行後の株式発行等により、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格又は資本組入額を調整する場合には、その概要、新株引受権の行使に際し生ずる端数の処理について記載すること。
- c 「新株引受権の譲渡に関する事項」の欄には、新株引受権のみの譲渡ができるかどうか記載すること。
- d 「代用払込みに関する事項」の欄には、新株引受権を行使する者の請求により、新株引受権付社債の償還に代えて、発行価額をもつて新株の払込金に充当する場合には、その旨及びその方法を記載し、充当しない場合には、その旨を記載すること。
- e 新株引受権行使の効力の発生及び新株引受権の行使後第1回目の配当、株券の交付方法等新株引受権の行使により発行する株式に関し必要な事項を「摘要」欄に記載すること。
- f 「権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額」又は新株引受権の行使請求の取次場所及び払込取扱場所」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの事項の決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(18)～(23) (略)

(24) 売出有価証券

- a・b (略)
- c 「売出株式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄、「売出社債」の「売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄、「売出コマーシャル・ペーパー」の「売出しに係るコマーシャル・ペーパーの所有者の住所及び氏名又は名称」の欄又は「売出外国譲渡性預金証書」の「売出しに係る外国譲渡性預金証書の所有者の住所、氏名又は名称」の欄には、所有者が2人以上ある場合には、所有者別にその売出株数、売出社債若しくは売出コマーシャル・ペーパーの券面額又は売出外国譲渡性預金証書の預入金額の総額を記載すること。

(新設)

d (略)

(新設)

e (略)

(25) 売出しの条件

- a 「売出価格」の欄には、株式については1株の売出価額を記載し、社債及びコマーシャル・ペーパーについては券面額についての売出価額、外国譲渡性預金証書については申込単位当たりの売出金額を記載すること。

- b～f (略)
- (26)～(41) (略)
- (42) 株式の総数等
- a 「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。
- b～d (略)
- (43) 発行済株式総数、資本金等の推移
- a (略)
- b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を「摘要」欄に記載すること。
- 合併については、合併の相手先名及び合併比率を「摘要」欄に記載すること。
- 新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。
- 発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由、減資割合等を「摘要」欄に記載すること。
- c 新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。
- (44)～(63) (略)

- b～f (略)
- (26)～(41) (略)
- (42) 株式の総数等
- a 「未発行株式数」の欄には、転換社債の転換、新株引受権付社債の権利行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。
- b～d (略)
- (43) 発行済株式総数、資本金等の推移
- a (略)
- b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を「摘要」欄に記載すること。
- 合併については、合併の相手先名及び合併比率を「摘要」欄に記載すること。
- 転換社債の転換、新株引受権付社債の権利行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を「摘要」欄に記載すること。
- 発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由、減資割合等を「摘要」欄に記載すること。
- c 転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。
- (44)～(63) (略)

改正案

配行

第七号の二様式

有価証券届出書
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 (略)

2 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	
摘要	

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	

第七号の二様式

有価証券届出書
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 (略)

(新設)

新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
摘要	

(3) 新株予約権証券の引受け

引受人の氏名又は名称	住 所	引受新株予約権数	引受けの条件
計			

3 社債の募集

銘柄		券面総額	
記名・無記名の別		発行価額の総額	

2 社債の募集

銘柄		券面総額	
記名・無記名の別		発行価額の総額	

<u>各社債の金額</u>		<u>申込期間</u>	
<u>発行価格</u>		<u>申込証拠金</u>	
<u>利率</u>	%	<u>払込期日</u>	
<u>利払日</u>		<u>申込取扱場所</u>	
<u>償還期限</u>		<u>登録機関</u>	
<u>募集の方法</u>		<u>公告の方法</u>	
<u>引受人</u>			
<u>社債の管理会社とその職務</u>			
<u>利息支払の方法</u>			
<u>償還の方法</u>			
<u>担 保</u>	<u>種類</u>		
	<u>目的物</u>		
	<u>順位</u>		
	<u>先順位の担保をつけた債権の金額</u>		
	<u>担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利</u>		
	<u>保証</u>		
<u>財務上</u>	<u>担保提供制限</u>		
<u>の特約</u>	<u>その他の条項</u>		
<u>債権者集会</u>			

<u>各社債の金額</u>		<u>申込期間</u>	
<u>発行価格</u>		<u>申込証拠金</u>	
<u>利率</u>	%	<u>払込期日</u>	
<u>利払日</u>		<u>申込取扱場所</u>	
<u>償還期限</u>		<u>登録機関</u>	
<u>募集の方法</u>		<u>公告の方法</u>	
<u>引受人</u>			
<u>社債の管理会社とその職務</u>			
<u>利息支払の方法</u>			
<u>償還の方法</u>			
<u>担 保</u>	<u>種類</u>		
	<u>目的物</u>		
	<u>順位</u>		
	<u>先順位の担保をつけた債権の金額</u>		
	<u>担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利</u>		
	<u>保証</u>		
<u>財務上</u>	<u>担保提供制限</u>		
<u>の特約</u>	<u>その他の条項</u>		
<u>債権者集会</u>			

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
摘要	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
摘要	

(転換社債に関する事項)

転換の条件	
転換により発行する株式の記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	
転換請求期間	
転換請求の受付場所及び取次場所	
摘要	

(新株引受権付社債に関する事項)

新株引受権の内容	権利行使により発行する株式の発行価額の総額 (新株引受権付社債の券面総額に対する割合)	_____ (%)
	権利行使により発行する株式の記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	
	権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	
	その他	
新株引受権の行使請求期間		
新株引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券

- (1) (略)
- (2) 売出新株予約権証券

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要

(新株予約権の内容等)

.....

.....

(3) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

(新株予約権付社債に関する事項)

.....

.....

- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

2 (略)

第3 (略)

新株引受権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券

- (1) (略)
- (新設)

(2) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

2 (略)

第3 (略)

第二部～第五部 (略)

(記載上の注意)
(略)

第二部～第五部 (略)

(記載上の注意)
(略)

改正案

配行

第七号の三様式

有価証券届出書
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 (略)

2 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	
摘要	

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	

第七号の三様式

有価証券届出書
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 (略)

(新設)

新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
摘要	

(3) 新株予約権証券の引受け

引受人の氏名又は名称	住 所	引受新株予約権数	引受けの条件
計			

3 社債の募集

銘柄		券面総額	
記名・無記名の別		発行価額の総額	

2 社債の募集

銘柄		券面総額	
記名・無記名の別		発行価額の総額	

<u>各社債の金額</u>		<u>申込期間</u>	
<u>発行価格</u>		<u>申込証拠金</u>	
<u>利率</u>	%	<u>払込期日</u>	
<u>利払日</u>		<u>申込取扱場所</u>	
<u>償還期限</u>		<u>登録機関</u>	
<u>募集の方法</u>		<u>公告の方法</u>	
<u>引受人</u>			
<u>社債の管理会社とその職務</u>			
<u>利息支払の方法</u>			
<u>償還の方法</u>			
<u>担 保</u>	<u>種類</u>		
	<u>目的物</u>		
	<u>順位</u>		
	<u>先順位の担保をつけた債権の金額</u>		
	<u>担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利</u>		
	<u>保証</u>		
<u>財務上</u>	<u>担保提供制限</u>		
<u>の特約</u>	<u>その他の条項</u>		
<u>債権者集会</u>			

<u>各社債の金額</u>		<u>申込期間</u>	
<u>発行価格</u>		<u>申込証拠金</u>	
<u>利率</u>	%	<u>払込期日</u>	
<u>利払日</u>		<u>申込取扱場所</u>	
<u>償還期限</u>		<u>登録機関</u>	
<u>募集の方法</u>		<u>公告の方法</u>	
<u>引受人</u>			
<u>社債の管理会社とその職務</u>			
<u>利息支払の方法</u>			
<u>償還の方法</u>			
<u>担 保</u>	<u>種類</u>		
	<u>目的物</u>		
	<u>順位</u>		
	<u>先順位の担保をつけた債権の金額</u>		
	<u>担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利</u>		
	<u>保証</u>		
<u>財務上</u>	<u>担保提供制限</u>		
<u>の特約</u>	<u>その他の条項</u>		
<u>債権者集会</u>			

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
摘要	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
摘要	

(転換社債に関する事項)

転換の条件	
転換により発行する株式の記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	
転換請求期間	
転換請求の受付場所及び取次場所	
摘要	

(新株引受権付社債に関する事項)

新株引受権の内容	権利行使により発行する株式の発行価額の総額 (新株引受権付社債の券面総額に対する割合)	_____ (%)
	権利行使により発行する株式の記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	
	権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	
	その他	
新株引受権の行使請求期間		
新株引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券

- (1) (略)
- (2) 売出新株予約権証券

売 出 数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称	摘 要

(新株予約権の内容等)

.....

.....

(3) 売出社債

銘 柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘 要
	円	円		

(新株予約権付社債に関する事項)

.....

.....

- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

2 (略)

第3 (略)

新株引受権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券

- (1) (略)
- (新設)

(2) 売出社債

銘 柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘 要
	円	円		

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

2 (略)

第3 (略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

第二部～第四部 (略)

(記載上の注意)

(略)

改正案	配行
<p>第八号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) 発行済株式総数、資本金等の推移</p> <p>a (略)</p> <p>b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。 合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。 新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。 発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。</p> <p>c 新株予約権を発行している場合には、最近事業年度の末日における新株予約権の残高、<u>新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。</u></p> <p>(25)～(41) (略)</p>	<p>第八号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) 発行済株式総数、資本金等の推移</p> <p>a (略)</p> <p>b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。 合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。 <u>転換社債の転換、新株引受権付社債の権利行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。</u> 発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。</p> <p>c <u>転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。</u></p> <p>(25)～(41) (略)</p>

改正案	配行
<p>第十号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 発行済株式総数、資本金等の推移</p> <p>a (略)</p> <p>b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。 合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。 新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、当該半期中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。 発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。</p> <p>c 新株予約権を発行している場合には、当該半期末現在における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。</p> <p>(20)～(32) (略)</p>	<p>第十号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 発行済株式総数、資本金等の推移</p> <p>a (略)</p> <p>b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。 合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。 転換社債の転換又は新株引受権付社債の権利行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、当該半期中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。 発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。</p> <p>c 転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合には、当該半期末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。</p> <p>(20)～(32) (略)</p>

改正案

現行

第十一号様式

第十一号様式

発行登録番号

—

発行登録番号

—

発行登録書
(略)

発行登録書
(略)

第一部 証券情報(へ)

第一部 証券情報(へ)

第1 募集要項 (略)

第1 募集要項 (略)

1～3 (略)

1～3 (略)

4 新規発行新株予約権証券

(新設)

5 (略)

4 (略)

6 (略)

5 (略)

7 (略)

6 (略)

第2 売出要項 (略)

第2 売出要項 (略)

1 売出有価証券

1 売出有価証券

(1) (略)

(1) (略)

(2) 売出新株予約権証券

(新設)

(3) (略)

(2) (略)

2 (略)

2 (略)

第3 (略)

第3 (略)

第二部・第三部 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(記載上の注意)

(略)

(略)

改正案

現行

第十二号様式

発行登録追補書類番号	—	—
------------	---	---

発行登録追補書類
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～3 (略)

4 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	
摘要	

(2) 新株予約権の内容等

第十二号様式

発行登録追補書類番号	—	—
------------	---	---

発行登録追補書類
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1～3 (略)

(新設)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
摘要	

(3) 新株予約権証券の引受け

引受人の氏名又は名称	住 所	引受新株予約権数	引受けの条件
計			

5 新規発行社債

銘柄		券面総額	円
----	--	------	---

4 新規発行社債

銘柄		券面総額	円
----	--	------	---

<u>記名・無記名の別</u>		<u>発行価額の総額</u>	円
<u>各社債の金額</u>	円	<u>申込期間</u>	
<u>発行価格</u>	円	<u>申込証拠金</u>	円
<u>利率</u>	%	<u>払込期日</u>	
<u>利払日</u>		<u>申込取扱場所</u>	
<u>償還期限</u>		<u>登録機関</u>	
<u>募集の方法</u>			
<u>利息支払の方法</u>			
<u>償還の方法</u>			
<u>担 保</u>	<u>種類</u>		
	<u>目的物</u>		
	<u>順位</u>		
	<u>先順位の担保をつけた債権の金額</u>		
	<u>担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利</u>		
	<u>担保付社債信託法上の受託会社</u>		
	<u>保証</u>		
<u>財務上</u>	<u>担保提供制限</u>		
<u>の特約</u>	<u>その他の条項</u>		
<u>取得格付</u>			

<u>記名・無記名の別</u>		<u>発行価額の総額</u>	円
<u>各社債の金額</u>	円	<u>申込期間</u>	
<u>発行価格</u>	円	<u>申込証拠金</u>	円
<u>利率</u>	%	<u>払込期日</u>	
<u>利払日</u>		<u>申込取扱場所</u>	
<u>償還期限</u>		<u>登録機関</u>	
<u>募集の方法</u>			
<u>利息支払の方法</u>			
<u>償還の方法</u>			
<u>担 保</u>	<u>種類</u>		
	<u>目的物</u>		
	<u>順位</u>		
	<u>先順位の担保をつけた債権の金額</u>		
	<u>担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利</u>		
	<u>担保付社債信託法上の受託会社</u>		
	<u>保証</u>		
<u>財務上</u>	<u>担保提供制限</u>		
<u>の特約</u>	<u>その他の条項</u>		
<u>取得格付</u>			

摘要	
----	--

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

摘要	
----	--

(転換社債に関する事項)

転換の条件	
転換により発行する株式の種類	
転換請求期間	
転換請求の受付場所及び取次場所	
財務上の特約	担保提供制限 その他の条項
取得格付	
摘要	

(新株引受権付社債に関する事項)

新株引受権の内容	権利行使により発行する株式の発行価額の総額 (新株引受権付社債の券面総額に対する割合)	円 (%)
	権利行使により発行する株式の種類	
新株引受権の内容	権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	円
	その他	
新株引受権の行使請求期間		
新株引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所		
新株引受権の譲渡に関する事項		

6 (略)

7 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券

(1) (略)

(2) 売出新株予約権証券

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要

(新株予約権の内容等)

(3) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

(新株予約権付社債に関する事項)

2 (略)

第3 (略)

第二部・第三部 (略)

代用払込みに関する事項		
財務上の特約	担保提供制限	
	その他の条項	
取得格付		
摘要		

5 (略)

6 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券

(1) (略)

(新設)

(2) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要
	円	円		

2 (略)

第3 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)
(略)

(記載上の注意)
(略)

改正案

既 行

第十三号様式

発行登録通知書番号	—	—
-----------	---	---

発行登録通知書
(略)

- 1 (略)
- 2 有価証券の募集（売出し）の方法及び条件

区 分		発行 (売出) 数	発行 (売出) 価 格	資 本 組入額	申 込 期 間	払 込 期 日	摘要
募 集 の 場 合	株 主 割 当						
	その他の者に対する割当						
	一 般 募 集						
	(発起人の引受株式)						
	計（総発行株式）						
	新 株 予 約 権 証 券						
	社 債						
	コマーシャル・ペーパー						
売 出 し の 場 合	株 式						
	社 債						
	コマーシャル・ペーパー						

3・4 (略)

第十三号様式

発行登録通知書番号	—	—
-----------	---	---

発行登録通知書
(略)

- 1 (略)
- 2 有価証券の募集（売出し）の方法及び条件

区 分		発行 (売出) 数	発行 (売出) 価 格	資 本 組入額	申 込 期 間	払 込 期 日	摘要
募 集 の 場 合	株 主 割 当						
	その他の者に対する割当						
	一 般 募 集						
	(発起人の引受株式)						
	計（総発行株式）						
	社 債						
	コマーシャル・ペーパー						
売 出 し の 場 合	株 式						
	社 債						
	コマーシャル・ペーパー						

3・4 (略)

(記載上の注意)
(略)

(記載上の注意)
(略)

改正案

現行

第十四号様式

第十四号様式

発行登録番号

—

発行登録番号

—

発行登録
(略)

発行登録
(略)

第一部 証券情報(へ)

第一部 証券情報(へ)

第1 募集要項

第1 募集要項

(略)

(略)

1 (略)

1 (略)

2 新株予約権証券の募集

(新設)

3 (略)

2 (略)

4 (略)

2の2 (略)

5 (略)

2の3 (略)

6 (略)

3 (略)

第2 売出要項

第2 売出要項

(略)

(略)

1 売出有価証券

1 売出有価証券

(1) (略)

(1) (略)

(2) 売出新株予約権証券

(新設)

(3) (略)

(2) (略)

(4) (略)

(3) (略)

(5) (略)

(4) (略)

2 (略)

2 (略)

第3 (略)

第3 (略)

第二部・第三部 (略)

第二部・第三部 (略)

(記載上の注意)

(記載上の注意)

(略)

(略)

改正案

現行

第十五号様式

発行登録追補書類番号	—	—
------------	---	---

発行登録追補書類
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 (略)

2 新株予約権証券の募集

(1) 募集の条件

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
払込期日	
払込取扱場所	
摘要	

(2) 新株予約権の内容等

第十五号様式

発行登録追補書類番号	—	—
------------	---	---

発行登録追補書類
(略)

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 (略)

(新設)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
摘要	

(3) 新株予約権証券の引受け

引受人の氏名又は名称	住 所	引受新株予約権数	引受けの条件
計			

3 社債の募集

銘柄		券面総額	
----	--	------	--

2 社債の募集

銘柄		券面総額	
----	--	------	--

<u>記名・無記名の別</u>		<u>発行価額の総額</u>	
<u>各社債の金額</u>		<u>申込期間</u>	
<u>発行価格</u>		<u>申込証拠金</u>	
<u>利率</u>	<u>%</u>	<u>払込期日</u>	
<u>利払日</u>		<u>申込取扱場所</u>	
<u>償還期限</u>		<u>登録機関</u>	
<u>募集の方法</u>		<u>公告の方法</u>	
<u>引受人</u>			
<u>社債の管理会社とその職務</u>			
<u>利息支払の方法</u>			
<u>償還の方法</u>			
<u>担 保</u>	<u>種類</u>		
	<u>目的物</u>		
	<u>順位</u>		
	<u>先順位の担保をつけた債権の金額</u>		
	<u>担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利</u>		
	<u>保証</u>		
<u>財務上</u>	<u>担保提供制限</u>		
<u>の特約</u>	<u>その他の条項</u>		

<u>記名・無記名の別</u>		<u>発行価額の総額</u>	
<u>各社債の金額</u>		<u>申込期間</u>	
<u>発行価格</u>		<u>申込証拠金</u>	
<u>利率</u>	<u>%</u>	<u>払込期日</u>	
<u>利払日</u>		<u>申込取扱場所</u>	
<u>償還期限</u>		<u>登録機関</u>	
<u>募集の方法</u>		<u>公告の方法</u>	
<u>引受人</u>			
<u>社債の管理会社とその職務</u>			
<u>利息支払の方法</u>			
<u>償還の方法</u>			
<u>担 保</u>	<u>種類</u>		
	<u>目的物</u>		
	<u>順位</u>		
	<u>先順位の担保をつけた債権の金額</u>		
	<u>担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利</u>		
	<u>保証</u>		
<u>財務上</u>	<u>担保提供制限</u>		
<u>の特約</u>	<u>その他の条項</u>		

債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
摘要	

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使請求期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却事由及び消却の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	
摘要	

(転換社債に関する事項)

転換の条件	
転換により発行する株式の記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	
転換請求期間	
転換請求の受付場所及び取次場所	
摘要	

(新株引受権付社債に関する事項)

新株引受権の内容	権利行使により発行する株式の発行価額の総額 (新株引受権付社債の券面総額に対する割合)	_ (%) _
	権利行使により発行する株式の記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	
	権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	
	その他	
	新株引受権の行使請求期間	

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券

- (1) (略)
- (2) 売出新株予約権証券

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要

(新株予約権の内容等)

.....

.....

(3) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要

(新株予約権付社債に関する事項)

.....

.....

- (4) (略)
- (5) (略)

2 (略)

第3 (略)

第二部～第三部 (略)

新株引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株引受権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
摘要	

- 2の2 (略)
- 2の3 (略)
- 3 (略)

第2 売出要項

1 売出有価証券

- (1) (略)
- (新設)

(2) 売出社債

銘柄	売出券面額の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	摘要

- (3) (略)
- (4) (略)

2 (略)

第3 (略)

第二部～第三部 (略)

(記載上の注意)
(略)

(記載上の注意)
(略)

改正案

配 付

第十六号様式

発行登録通知書番号	—	—
-----------	---	---

発行登録追補書類
(略)

- 1 (略)
- 2 有価証券の募集（売出し）の方法及び条件

区 分		発行 (売出) 数	発行 (売出) 価 格	資 本 組入額	申 込 期 間	払 込 期 日	摘 要
募 集 の 場 合	株 主 割 当						
	その他の者に対する割当						
	一 般 募 集						
	(発起人の引受株式)						
	計（総発行株式）						
新 株 予 約 権 証 券							
社 債							
コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書							
売 出 し の 場 合	株 式						
	社 債 コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書						

第十六号様式

発行登録通知書番号	—	—
-----------	---	---

発行登録追補書類
(略)

- 1 (略)
- 2 有価証券の募集（売出し）の方法及び条件

区 分		発行 (売出) 数	発行 (売出) 価 格	資 本 組入額	申 込 期 間	払 込 期 日	摘 要
募 集 の 場 合	株 主 割 当						
	その他の者に対する割当						
	一 般 募 集						
	(発起人の引受株式)						
	計（総発行株式）						
社 債							
コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書							
売 出 し の 場 合	株 式						
	社 債 コマーシャル・ペーパー 外国譲渡性預金証書						

3・4 (略)

(記載上の注意)
(略)

3・4 (略)

(記載上の注意)
(略)